

陳情の議決結果

6月定例会の開会前に、2件の請願、28件の陳情が提出されました。このうち、陳情5件を全議員に配付し、請願2件、陳情23件を各常任委員会に付託し審査を行いました。

その後、本会議において陳情2件を採択し、陳情1件を不採択としました。また、陳情2件を継続審査とし、請願2件、陳情18件を議決不要としました。

結論が出た陳情の要旨および結果は次のとおりです。

採択した陳情

◆鎌倉湖せせらぎの小径の立ち入り禁止措置解消についての陳情

陳情の要旨

行政、近隣の自治・町内会および関連する各種団体の連携の下、ホテルの保護育成により地域の環境保護推進を図るため、令和元年の台風第19号の被害により、立入禁止となっている散在ガ池森林公園せせらぎの小径について、できるだけ早急な修復工事を求めるものです。

建設常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◆地域住民の意向を尊重し、無線基地局設置のために携帯電話会社に市有地を貸さないことを求める陳情

陳情の要旨

鎌倉市佐助に所在する駐車場において既に2基の携帯電話中継基地局が設置されているところ、携帯電話会社から隣接する駐車場に新たに基地局を設置する計画が示されましたが、地域住民は既に設置

されている2基の基地局からの電磁波に四六時中さらされていることに不安を感じていること、また、閑静な住宅地の景観にそぐわない基地局が近接している基も立つことは受け入れられないことから、土地所有者である鎌倉市が携帯電話会社に用地を貸与しないよう求めるものです。

総務常任委員会は総員の賛成により、本会議は多数の賛成により採択しました。

不採択とした陳情

◆鎌倉市生涯学習センター指定議案に関して選定された事業者の法令遵守体制を検証することを求める陳情

請願・陳情について

市民の皆さまの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。請願・陳情はいつでも受け付けていますが、直近の定例会で審査を行うためには、定例会が始まる日の前日が受付期限になっています。

提出に当たっては、所定の様式がありますので、議会事務局までお問い合わせください。なお、様式は鎌倉市議会ホームページからダウンロードできます。



6月16日開催

審査した内容(陳情1件、報告事項5件)

報告事項 令和4年度の海水浴場について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および令和3年度は、海水浴場を開設していませんでしたが、市として海岸に近接する自治・町内会および海の家を営業する海浜組合などと協議・検討を重ね、コロナ禍における海水浴場の在り方や対策などをまとめ、合意に至ったことから、令和4年度は3年ぶりに海水浴場を開設することになったとのことです。

開設する海水浴場は材木座、由比ガ浜および腰越の3カ所で、期間は令和4年(2022年)7月1日から8月31日まで、開設時間は午前9時から午後5時までとのことです。

コロナ禍における開設に当たっては、①まん延防止等重点措置の実施時または緊急事態宣言の発出時に神奈川県から要請があった場合は、速やかに海水浴場を休場すること、②同措置の実施時または同宣言の発出時には、県からの休場要請の有無を問わず、市および海浜組合連合会において対応の協議を行うこと、③各海の家は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、マスク飲食認証実施店の認証に努めること、④取り決めに従わない海の家については、各海浜組合の規約に基づき罰則を科することなどを自治・町内会および海浜組合との協議の上、必要な事項として確認したとのことです。

また、令和4年度からの新たな取組として、離岸流を検知する「海辺のみまもりシステム」の導入(由比ガ浜海水浴場のみ)やドローンを活用した監視業務を行う旨の報告がありました。

委員会では、報告事項について了承されました。



新たに導入されたドローン

6月20日開催

審査した内容(議案2件、陳情1件、報告事項6件)

陳情第8号 地域住民の意向を尊重し、無線基地局設置のために携帯電話会社に市有地を貸さないことを求める陳情

陳情提出理由は、鎌倉市佐助に所在する駐車場に携帯電話中継基地局を新たに設置する計画が示されたことを受け、地域住民は既に周辺にある2基の基地局からの電磁波に不安を感じていること、また基地局は閑静な住宅地の景観にそぐわないことから、鎌倉市に対し、携帯電話会社に市有地を貸さないことを求めるというものです。

それに対して市の説明では、携帯電話会社から、地域住民および地元自治会長を訪問して説明を行い、理解を得たとの報告があったとのことです。また、この土地は行政目的を持たない普通財産であり、かつ事業内容が公共性の高いものであることから、貸し付けを行う方向で検討してきましたが、地元自治会が携帯電話会社に対して説明会の開催を要請しており、説明会における話し合いの状況等を踏まえて判断したいとのことです。

委員会における議論では、市有地の貸し付けは慎重に行うべきであり、説明会の経緯も見守りたいことから、「継続審査」にすべきとの意見がありました。

一方で、条例等(※)において、事業者の説明会の開催を求めることができるのは地縁団体のみとされている規定に課題があること、また、地域住民から相当数の署名を添えて陳情が提出された思いを受け止めるべきであること、さらに、設置予定場所は集合住宅に近接し、景観上の問題があることから、「結論を出す」べきとの意見がありました。

その後、多数により結論を出すこととし、継続審査を主張した委員も加わり採決が行われた結果、本陳情は総員の賛成により採択されました。

※ 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例および同条例施行規則

市民環境常任委員会

常任委員会

総務常任委員会

建設常任委員会

審査の一部を紹介します

教育福祉常任委員会

6月17日開催

審査した内容(議案5件、陳情1件、報告事項10件)

陳情第6号 鎌倉湖せせらぎの小径の立ち入り禁止措置解消についての陳情

本陳情の要旨は、行政、近隣の自治・町内会および関連する各種団体の連携の下、ホテルの保護育成により地域の環境保護推進を図るため、令和元年の台風第19号の被害により、立入禁止となっている散在ガ池森林公園せせらぎの小径について、できるだけ早急な修復工事を求めるというものでした。

市の説明によると、公園内の倒木や支障木への対応作業は、主に道路や住宅周辺の箇所を優先的に進めてきたことから、利用者が限定的であった当該小径は現在も立入禁止の状態であるとのことです。今後は通行再開に向けて、令和4年度に隣接の土地所有者との調整を行い、令和5年度には倒木の除去作業を実施、さらに老朽化した木道については、部分的な修繕を行うとのことです。

また、ホテルを観察するのは日没後であるため、閉園時間後の活動については、ホテルを復活させるための具体的な活動内容を聞いた上で、安全面を考慮し、法令に沿った対応をしていきたいとのことです。

委員会では、「ホテルの保護育成という有意義な活動を望むものであり、小径を早めに修復すべき」などの意見が出され、総員の賛成により採択されました。



散在ガ池森林公園せせらぎの小径

6月15日開催

審査した内容(議案2件、請願2件、陳情21件、報告事項8件)

議案第7号 指定管理者の指定について

令和4年(2022年)10月1日から令和9年(2027年)9月30日までの5年間、鎌倉市生涯学習センター条例に定める鎌倉市生涯学習センターほか5施設の指定管理者として、「鎌倉CITYパートナーズ」を指定しようとするものです。

選定に当たっては、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会を設置し、応募のあった2団体に対し書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリングを行い審議したところ、当該団体が指定管理者にふさわしいとの結論を得たことから、教育委員会5月定例会の議論を経て選定されたとのことです。

委員会では、一部委員から、「市民の要望や改善すべき点について、市として行った努力が見えてこない」、「市民の利用実態に合わせた利用しやすい環境をつくるのが市の責任である」との意見が出されましたが、その後、採決の結果、多数の賛成により可決されました。

議案第13号 業務委託契約の締結について

鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託について、一般競争入札の結果、株式会社二十一設計と契約を締結しようとするものです。

その内容は、既に冷暖房設備を設置している大船中学校を除く小・中学校24校の理科室、家庭科室、図工室等の専科教室や、視聴覚室、少人数教室など、主に児童・生徒が学習等に利用する教室に冷暖房設備を設置するため、工事に関する調査、設計、積算、施工、監理等の一切の業務を当該事業者に一括して委託するもので、契約金額は20億9770万円、契約期間は、仮契約の期間も含め、令和4年(2022年)6月8日から令和5年(2023年)3月31日までとのことです。

委員会では、総員の賛成により可決されました。